

平成30年度原子力規制委員会原子力規制庁各地方事務  
所等における複合機の賃貸借及び保守業務に係る  
一般競争入札説明書

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

平成30年10月  
原子力規制委員会原子力規制庁  
長 官 官 房 総 務 課

# 入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁  
長官官房総務課

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（平成30年10月12日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

## 記

### 1. 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

平成30年度原子力規制委員会原子力規制庁各地方事務所等における複合機の賃貸借及び保守業務

#### (2) 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

#### (3) 納入場所

仕様書による。

#### (4) 入札方法

入札方法は総価で行う。

入札者は、入札書に示されている項目に対する単価について、すべての項目の単価を記載すること。また、入札書に示されている計算方法及び予定数量により計算した予定総価で判定を行うので、上記の単価と併せて当該予定総価も入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。
- (4) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 入札説明会に参加した者であること。

### 3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

### 4. 入札説明会の日時及び場所

平成30年10月19日（金） 11時00分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

- ※1 参加人数は、原則1社1名とする。
- ※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。
- ※3 本案件は入札説明会への参加を必須とする。

### 5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

平成30年10月29日（月） 12時00分

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房総務課

（六本木ファーストビル18階）

### 6. 入札及び開札の日時及び場所

平成30年11月5日（月） 15時00分

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

開札は入札後直ちに行う。

### 7. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

### 8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### 9. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって

有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするときがある。

10. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めにより実施する。
11. 入札保証金及び契約保証金 全額免除
12. 契約書作成の要否 要
13. 契約条項 契約書（案）による。
14. 支払の条件 契約書（案）による。
15. 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
16. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地  
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 原田 義久  
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号
17. その他
  - (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
  - (2) 本件に関する照会先  
質問は、FAX 又はメール (hiroyuki\_watanabe@nsr.go.jp、naoto\_sato@nsr.go.jp) にて受け付ける。  
担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課 渡邊、佐藤  
  
電話：03-5114-2106  
FAX：03-5114-2174

(別 紙)

## 原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

### 1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 直接入札

直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあたっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

## 7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式2による委任状を持参しなければならない。

## 8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

## 9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

## 10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札
- ④ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

## 13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
  - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
  - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

## 14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

## 15. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が

ないときは、再度の入札を行う。

なお、直接入札における開札の際に、入札者又はその代理人等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

16. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

17. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

18. 契約書の提出等

(1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

19. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。



(別記)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。））を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

#### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

# 入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

(復) 代理人役職・氏名

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する  
場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。このと  
き、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

## 記

- 1 入札件名 : 平成30年度原子力規制委員会原子力規制庁各地方事務所等における複合機の賃貸借及び保守業務
- 2 入札金額 : 金額 円也  
内訳は別紙のとおり
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

## 入札書別紙

入札件名：平成30年度原子力規制委員会原子力規制庁  
各地方事務所等における複合機の賃貸借及び保守業務

複合機 賃貸借料(1月あたり、税抜)

	台数(台)	単価(円)	金額(円)
高速機(モノクロ45枚/分以上)	20		
中速機(モノクロ35枚/分以上)	23		
低速機(モノクロ25枚/分以上)	15		
小計=(ア)			

複合機 保守料(1月あたり、税抜)

	印刷想定枚数(枚/月)	単価(円)	金額(円)
高速機(モノクロ45枚/分以上)			
モノクロ印刷	47,922		
カラー印刷	27,372		
中速機(モノクロ35枚/分以上)			
モノクロ印刷	13,469		
カラー印刷	6,455		
低速機(モノクロ25枚/分以上)			
モノクロ印刷	2,836		
カラー印刷	493		
その他、業務の履行に当たり必要となる基本料金、時間外料金等があれば以下に記載すること			
小計=(イ)			

## 合計金額

	(円)
1ヶ月あたり合計金額(ウ) = (ア) + (イ)	
4ヶ月あたり合計金額(エ) = (ウ) × 4 = 入札書に記載する金額	

# 委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地  
(委任者) 商号又は名称  
代表者役職・氏名 印

代理人所在地  
(受任者) 所属(役職名)  
代理人氏名 印

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 平成30年度原子力規制委員会原子力規制庁各地方事務所等における複合機の賃貸借及び保守業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

(様式2-②)

# 委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地  
(委任者) 商号又は名称  
所属(役職名)  
代理人氏名 印

復代理人所在地  
(受任者) 所属(役職名)  
復代理人氏名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

平成30年度原子力規制委員会原子力規制庁各地方事務所等における  
複合機の賃貸借及び保守業務の入札に関する一切の件

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

平成30年度  
原子力規制委員会原子力規制庁  
各地方事務所等における複合機の賃貸借及び保守業務  
仕 様 書

平成30年10月  
原子力規制委員会 原子力規制庁  
長官官房総務課

## 1. 件名

平成30年度原子力規制委員会原子力規制庁各地方事務所等における複合機の賃貸借及び保守業務

## 2. 概要

原子力規制委員会原子力規制庁の各原子力規制総括調整官事務所、原子力規制事務所（運転検査官室及び施設検査官室を含む。）、原子力艦モニタリングセンター（以下「事務所等」という。）においては、資料の作成・複写、FAX送受信等のために複合機を導入している。現在使用する複合機は生産中止から一定期間が経過し、保守サービス終了時期が近づいている。このため、既設の複合機を更新することとし、当該複合機の賃貸借及び保守契約を行うものである。（現在複合機が未設置となっている原子力艦モニタリングセンター2ヶ所に複合機を新たに配備することを含む。）

## 3. 数量

58台（フルカラー）

詳細は、別紙1「設置場所及び要求機能等」のとおり  
導入する機種は全て新造機であること

## 4. 設置場所

詳細は、別紙1「設置場所及び要求機能等」のとおり

## 5. 賃貸借期間・保守期間

- |           |              |       |
|-----------|--------------|-------|
| (1) 賃貸借期間 | 機器導入日から平成31年 | 3月31日 |
| (2) 保守業務  | 機器導入日から平成31年 | 3月31日 |

## 6. 仕様

- (1) 別紙2「要求要件書」に記載する条件を満たす機器を賃貸借する。
- (2) 通常時の点検、整備、清掃等の保守業務及び消耗品の補充を行うこと。  
また、緊急時には即時対応を行うこと。
- (3) 本機器の納入にあたっては、設置場所に設置されている複合機（別紙3）の撤去についても本業務で行うこと。

## 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーを確認及び遵守した上で、請負業務を履行すること。



- (4) 請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (5) 請負者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (6) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

## 8. その他

- (1) 本機器の納入においては、担当係官の指示に従うものとし、平成30年12月下旬（予定）に使用することが可能な状態で設置・設定を行うこと。設置時期は設置場所ごとに担当係官と調整のこと。設置作業にあたっては安全の確保に努め、周辺設備に損傷を与えぬよう必要に応じて養生を行い、設置完了後は設置箇所周辺の清掃を行うこと。
- (2) 本仕様書に明示していない事項又は疑義が生じた場合には、担当係官の指示に従うこと。

## 設置場所及び要求機能等

No.	設置場所	所在地	設置階	月間複写予定枚数		モノクロ 複写速度	カラー 複写速度	フルカラー	プリンター	FAX	スキャナー	インナーフィ ニッシャー	備考
				モノクロ	カラー								
1	泊原子力規制事務所	北海道岩内郡共和町南幌141-1 北海道原子力防災センター	1階	3,219 5,687	2,093 5,021	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	
2	泊原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	北海道古宇郡泊村堀株村726 泊原子力発電所総合管理事務所	6階	561 1,087	243 552	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	
3	泊原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	北海道古宇郡泊村堀株村726 泊原子力発電所総合管理事務所	6階	0 0	0 0	A4サイズ 25枚以上	A4サイズ 20枚以上	○	○	○	○	○	
4	総括調整官事務所(青森)	青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎内	2階	1,350 1,784	1,001 1,327	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	
5	東通原子力規制事務所	青森県下北郡東通村 大字砂子又字沢内5-35 東通村防災センター	2階	1,944 3,853	951 1,845	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	
6	東通原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	青森県下北郡東通村 白糠前坂下34-4 東通原子力発電所事務本館	1階	370 944	115 367	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	
7	東通原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	青森県下北郡東通村 白糠前坂下34-4 東通原子力発電所事務本館	1階	20 166	6 102	A4サイズ 25枚以上	A4サイズ 20枚以上	○	○	○	○	○	
8	六ヶ所原子力規制事務所	青森県上北郡六ヶ所村 大字尾駮字野附1-67 原子力防災研究プラザビル	2階	3,174 5,450	803 2,022	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	
9	六ヶ所原子力規制事務所 (原燃再処理施設内)	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮 再処理別館A棟	2階	611 1,391	110 297	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	
10	六ヶ所原子力規制事務所 (原燃濃縮・埋設事業所内)	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮 字野附504-22 濃・埋事務所	3階	510 1,051	140 1,661	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	
11	女川原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1 女川原子力発電所事務新館	2階	0 7	0 1	A4サイズ 25枚以上	A4サイズ 20枚以上	○	○	○	○	○	
12	福島第二原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	福島県双葉郡楳葉町波倉字小浜作12 福島第二原子力発電所事務本館情報棟	1階	801 1,625	520 968	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	
13	福島第二原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	福島県双葉郡楳葉町波倉字小浜作12 福島第二原子力発電所事務本館情報棟	1階	15 314	0 0	A4サイズ 25枚以上	A4サイズ 20枚以上	○	○	○	○	○	
14	東海・大洗原子力規制事務所	茨城県那珂郡東海村 舟石川駅東1丁目17-1	1階	2,614 4,401	790 2,457	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	
15	東海・大洗原子力規制事務所	茨城県那珂郡東海村 舟石川駅東1丁目17-1	1階	3,298 7,721	48 207	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	

16	東海・大洗原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	茨城県那珂郡東海村白方1-1 東海第二原子力発電所事務本館	2階	398 1,201	116 236	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	○
17	東海・大洗原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	茨城県那珂郡東海村白方1-1 東海第二原子力発電所事務本館	2階	0 2	2 39	A4サイズ 25枚以上	A4サイズ 20枚以上	○	○	○	○	○	○
18	東海・大洗原子力規制事務所 〈JAEA内〉	茨城県那珂郡東海村大字村松4-33 技術管理第3棟	1階	364 716	97 267	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	○
19	東海・大洗原子力規制事務所 ひたちなか分室	茨城県ひたちなか市 西十三奉行11601-12 茨城県原子力オフサイトセンター	1階	1,709 3,521	570 2,653	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	○
20	横須賀原子力規制事務所	神奈川県横須賀市日の出町1-4-7 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所内	3階	1,379 5,411	821 4,085	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	○
21	柏崎刈羽原子力規制事務所	新潟県柏崎市三和町5-48 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター	1階	2,206 4,464	1,155 2,311	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	○
22	柏崎刈羽原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	新潟県柏崎市青山町16-46 総合情報センター棟	1階	977 1,590	438 888	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	○
23	浜岡原子力規制事務所	静岡県牧之原市坂口3520-17 静岡県原子力防災センター	1階	2,010 5,424	1,938 5,568	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	○
24	浜岡原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	静岡県御前崎市佐倉5561 浜岡原子力発電所事務本館	4階	760 1,287	668 1,136	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	○
25	浜岡原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	静岡県御前崎市佐倉5561 浜岡原子力発電所事務本館	4階	1 19	0 0	A4サイズ 25枚以上	A4サイズ 20枚以上	○	○	○	○	○	○
26	志賀原子力規制事務所	石川県羽咋郡志賀町西山台2-7 石川県志賀オフサイトセンター	1階	2,396 3,255	1,178 2,128	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	○
27	志賀原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	石川県羽咋郡志賀町赤住1 志賀原子力発電所事務本館	2階	803 1,387	382 1,088	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	○
28	志賀原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	石川県羽咋郡志賀町赤住1 志賀原子力発電所事務本館	2階	11 264	3 61	A4サイズ 25枚以上	A4サイズ 20枚以上	○	○	○	○	○	○
29	敦賀原子力規制事務所	福井県敦賀市金山99-11-47 福井県敦賀原子力防災センター	1階	3,122 5,453	1,854 3,304	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	○
30	敦賀原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	福井県敦賀市明神町1 敦賀原子力発電所新事務本館	1階	360 1,591	237 655	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	○
31	敦賀原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	福井県敦賀市明神町1 敦賀原子力発電所新事務本館	1階	0 0	0 0	A4サイズ 25枚以上	A4サイズ 20枚以上	○	○	○	○	○	○
32	敦賀原子力規制事務所 (ふげん発電所内)	福井県敦賀市明神町3 事務本館	1階	204 570	67 491	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	○
33	敦賀原子力規制事務所 (もんじゅ発電所内)	福井県敦賀市白木2-1 総合管理棟	3階	459 1,170	80 262	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	○

34	美浜原子力規制事務所	福井県三方郡美浜町佐田64号 毛ノ鼻1-6 福井県美浜原子力防災センター	1階	2,915 5,976	1,644 5,032	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	
35	美浜原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	福井県三方郡美浜町丹生66号 川坂山5-3 美浜発電所事務所	1階	561 1,046	288 716	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	
36	美浜原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	福井県三方郡美浜町丹生66号 川坂山5-3 美浜発電所事務所	1階	0 0	0 0	A4サイズ 25枚以上	A4サイズ 20枚以上	○	○	○	○	○	
37	大飯原子力規制事務所	福井県大飯郡おおい町成和1-1-1 福井県大飯原子力防災センター	1階	2,456 6,726	2,003 4,134	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	
38	大飯原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	福井県大飯郡おおい町大島1 字吉見1-1 第二事務所	3階	504 1,168	274 692	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	
39	大飯原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	福井県大飯郡おおい町大島1 字吉見1-1 第二事務所	5階	359 4,599	45 612	A4サイズ 25枚以上	A4サイズ 20枚以上	○	○	○	○	○	
40	高浜原子力規制事務所	福井県大飯郡高浜町菌部35-14 福井県高浜原子力防災センター	1階	3,595 7,114	3,128 5,696	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	
41	高浜原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	福井県大飯郡高浜町田ノ浦1 高浜原子力発電所第二事務所別館	3階	741 2,473	813 3,502	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	
42	高浜原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	福井県大飯郡高浜町田ノ浦1 高浜原子力発電所第二事務所別館	4階	1,219 8,078	205 1,651	A4サイズ 25枚以上	A4サイズ 20枚以上	○	○	○	○	○	
43	熊取原子力規制事務所	大阪府泉南郡熊取町 朝代西二丁目1010-1 大阪府熊取オフサイトセンター	1階	1,933 4,437	1,167 2,841	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	
44	熊取原子力規制事務所 (原燃工業熊取事業所内)	大阪府泉南郡熊取町 朝代西一丁目950 保安棟	1階	8 37	9 65	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	
45	上齋原原子力規制事務所 (人形峠環境技術センター内)	岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550 ウラン濃縮原型プラント内	2階	36 139	50 251	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	
46	島根原子力規制事務所	島根県松江市内中原町52 島根県原子力防災センター	2階	2,934 5,538	2,000 3,037	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	
47	島根原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	島根県松江市鹿島町片匂654-1 島根原子力発電所管理事務所2号館	2階	672 1,036	390 850	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	
48	伊方原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3番耕地40-3 総合事務所	1階	731 1,896	373 1,489	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	
49	伊方原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3番耕地40-3 総合事務所	1階	594 4,886	141 1,283	A4サイズ 25枚以上	A4サイズ 20枚以上	○	○	○	○	○	
50	玄海原子力規制事務所	佐賀県唐津市西浜町2-5 佐賀県オフサイトセンター	1階	3,234 4,732	2,057 3,849	A4サイズ 45枚以上	A4サイズ 35枚以上	○	○	○	○	○	
51	玄海原子力規制事務所 〈3-4号機建屋運転検査官室〉	佐賀県東松浦郡玄海町今村 字浅湖4112-1 サービスビル	2階	519 1,490	127 253	A4サイズ 35枚以上	A4サイズ 25枚以上	○	○	○	○	○	

52	玄海原子力規制事務所 <1・2号機建屋施設検査官室>	佐賀県東松浦郡玄海町今村 字浅湖4 1 1 2-1 サービスビル別館	2階	0 0	0 0	A4サイズ* 25枚以上	A4サイズ* 20枚以上	○	○	○	○	○	
53	玄海原子力規制事務所 <3・4号機建屋施設検査官室>	佐賀県東松浦郡玄海町今村 字浅湖4 1 1 2-1 サービスビル	2階	208 4,050	43 898	A4サイズ* 25枚以上	A4サイズ* 20枚以上	○	○	○	○	○	
54	川内原子力規制事務所	鹿児島県薩摩川内市神田町1-3 鹿児島県原子力防災センター	2階	3,183 5,178	2,501 4,940	A4サイズ* 45枚以上	A4サイズ* 35枚以上	○	○	○	○	○	
55	川内原子力規制事務所 <運転検査官室>	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山 1 7 6 5-3 サービスビル本館	5階	810 1,531	348 758	A4サイズ* 35枚以上	A4サイズ* 25枚以上	○	○	○	○	○	
56	川内原子力規制事務所 <施設検査官室>	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山 1 7 6 5-3 サービスビル本館	5階	409 2,645	48 337	A4サイズ* 25枚以上	A4サイズ* 20枚以上	○	○	○	○	○	
57	横須賀原子力艦モニタリング センター	神奈川県横須賀市東逸見町 1-14-14	2階	560	140	A4サイズ* 45枚以上	A4サイズ* 35枚以上	○	○	○	○	○	
58	沖縄原子力艦モニタリング センター	沖縄県うるま市勝連 平安名2884-10	1階	400	100	A4サイズ* 45枚以上	A4サイズ* 35枚以上	○	○	○	○	○	

注1) 月間複写予定枚数欄(モノクロ及びカラーとも)の上段は、平成27年11月から平成29年10月までの2年間における月毎の複写枚数の平均値であり、下段はこの間における月の最大枚数を示したものである。

注2) No.4「総括調整官事務所(青森)」は、平成29年6月分(導入月)から10月までの5ヶ月間の平均値及び月の最大枚数である。

注3) No.57及びNo.58は、平成30年4月から6月までの使用実績を踏まえて月間複写予定枚数を算定したものである。

ただし、上記予定枚数はいずれも単価設定のための目安であり、契約締結後に複写する枚数を約するものではない。

## 要求要件書

区 分	機 能 要 件 等	備 考	
1. 機能等			
コ ピ ー 機 能	適合機種	独立行政法人 情報処理推進機構が発行する「ITセキュリティ評価及び認証制度等に基づく認証取得製品リスト」に記載された機種で、適合PP欄に上記リストの「国際標準に基づくセキュリティ要件」と同一の記述がある製品であること。	認証書のコピーを提出すること
	複写方式	静電転写方式であること。	
	現像方式	乾式現像であること。	
	解像度	出力時 600dpi 以上であること。	
	連続複写速度	A4 サイズでモノクロ毎分 45 枚以上、フルカラー毎分 35 枚以上であること。 A4 サイズでモノクロ毎分 35 枚以上、フルカラー毎分 25 枚以上であること。 A4 サイズでモノクロ毎分 25 枚以上、フルカラー毎分 20 枚以上であること。	別紙1参照
	ファーストコピーモノクロ	A4 サイズで 6.5 秒以内であること。	
	ファーストコピーカラー	A4 サイズで 9.0 秒以内であること。	
	ウォームアップタイム	100 秒以内であること。	
	複写サイズ	内蔵トレイにより A3 から B5 サイズの用紙に複写が可能であること。	
	給紙	3 段以上の内蔵トレイを有し、総給紙容量が 1,000 枚以上であること。	
	原稿送り装置	100 枚以上収容可能な自動原稿送り装置を備えること。	
	両面コピー機能	自動原稿送り装置使用時を含め、自動両面複写機能を備えること。	
	縮小拡大機能	25%～400%の範囲で、かつ、1%刻みで設定可能な縮小拡大機能を備えること。	
	トナー	トナーが露出しないカートリッジ又はボトル式の交換機能を備えること。	
	セキュリティ	ハードディスクデータの消去又は蓄積データの暗号化などによる保護が可能なこと。(ハードディスクを有しない機種にあつては、同等の機能を有すること。)	
プ リ ン タ ー 機 能	インターフェース	10/100Base-TX 及び USB2.0 又は USB3.0 を有すること。	
	プロトコル	TCP/IP 対応であり、IPv4 に対応していること。	
	解像度	600dpi 以上であること。	
	セキュリティ	印刷物に背景パターン・牽制文字の埋め込み印刷が可能であること。 (地紋印刷、スタンプ印刷等)	
	メモリー	プリンターメモリー容量が 768MB 以上であること。	
F A X 機 能	送受信・記録紙サイズ	最大サイズA3	
	通信モード	G3	
	宛先登録機能	有すること。	
ス キ ャ ナ ー 機 能	解像度	600dpi 以上であること。	
	階調	フルカラー、モノクロ対応であること。	
	出力データ形式	PDF に変換できること。	
	HDD容量	内蔵 160GB 以上であること。	
	文書取り込み機能	スキャンした本体 HDD のデータを端末の web ブラウザで読み取りできること。	
そ の 他	電力の供給	AC100V±10%、20A 以内、50/60Hz で動作すること。	
	消費電力	最大消費電力 2.0kW 以下であること、かつ TEC 値が 3.0kWh 以下であること。	
	機器のサイズ	幅 2,050mm×奥行 950mm 以内	
	対応 OS	対応 OS が Windows10 (32bit/64bit) であること。	

	セキュリティ機能	コピー、スキャナー及びFAXによるデータ読み取り後のHDDの残存データを適宜上書き消去する機能を有すること。	
2. 保守及び消耗品の供給に関する要件			
	保守体制	① 複合機製造元メーカー認定の保守実施事業者としての登録があること。 ② 導入機器の全てについて、保守対応窓口が一元化（同一の事業者により対応）されていること。	
	点検・整備	複合機を常時正常な状態で使用できるように、原則として1か月に1回以上技術員を機器設置場所に派遣して点検・整備（以下「点検等」という。）を実施すること。ただし、遠隔操作により点検等の一部を行うことができる場合は、技術員の派遣を「必要な都度」とすることができるものとする。	
	正常回復	複合機が故障した場合、技術員を機器設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復させるものとする。故障の通報が「行政機関の休日に関する法律」第1条に定める行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の9時から17時30分までの間にあった場合は、通報から3時間以内に到着できるよう、技術員の派遣体制を整えるものとする。なお、17時から17時30分までの間に通報があった場合は、協議の上、翌日（休日を除く。）の10時までの対応を可能とすることができる。 保安検査期間中等においては、予め通知することにより対応時間を20時まで延長することができるものとする。 ただし、遠隔操作による管理機能を用いる場合（機器不具合発生時の事前通知機能を含む。）は、別途協議の上で対応時間帯を変更することができるものとする。	
	報告等	点検等及び正常回復にあたっては、作業開始前及び終了時に報告を行うものとする。なお、終了時には実施日時、機種名、機械番号、実施した点検等の内容、交換部品、消耗品の補充、機器の清掃及びメータ指示数等を記載した保守完了報告書を提出すること。	
	消耗品の供給（補充）	① 複合機に必要なトナー等の消耗品（用紙及びステープルカートリッジを除く。以下同じ。）は、不足することがないように適宜補充すること。 ② 使用済みのトナーカートリッジ（トナーボトル）は、速やかに回収すること。	
	その他	保守作業にあたって知り得た情報（公知の情報等を除く。）については、第三者に開示、漏洩又は他の目的に使用してはならない。請負者（点検等及び正常回復を実際に行う事業者を含む。）は、秘密保持の体制として「ISMS認証」又は「BS7799-2:2002」の資格を取得していること。	
3. その他（共通事項）			
	取扱説明書	導入した機器の取扱説明書を提出すること。	
	操作説明	導入時に事務所職員（事務補佐員を含む。）を対象に操作説明を行うこと。	
	出入力環境設定	プリンター及びスキャナーが各PCから操作できるように設定すること。なお、ドライバについては請負者が用意するものとし、担当係官が提供するIPアドレス等を組み込んだドライバを提出すること。ドライバの配布・利用するPCへのドライバのインストールは発注者が行うが、プリンター及びスキャナー機能が動作しない場合には動作するまでサポートを行うこと。	
	環境対策	① グリーン購入法の基準を満たしていること。 ② RoHS指令に対応していること（本体のみでも可）。 ③ 「国際エネルギースタープログラム」の基準を満たしていること	
	導入・撤去費用	導入に係る費用及び契約終了に伴う撤去費用については、請負者において負担するものとする。 導入時に設置されている複合機（別紙3）については撤去することとし、その費用は請負者が負担するものとする。	
	安全管理	機器の設置及び点検等の実施に際しては、危険を防止し、安全の確保に努めること。また、施設及び設備等に損害を与えた場合は、直ちに担当者に報告し、担当者の指示に従って完全に修復すること。	
	電力の供給等	点検等のために必要な電力は、甲が供給する。なお、これ以外の消耗品・雑材料等は請負者において手配すること。また、点検等において使用したコピーについては、保守料金から控除すること。	
	疑義の解決	本件の履行にあたって疑義が生じたときは、双方の協議により解決するものとする。	

撤去機器一覧

(別紙3)

	設置場所	所在地	型式	リース／購入	備考
<b>【原子力規制事務所】</b>					
1	泊原子力規制事務所	北海道岩内郡共和町南幌141-1 北海道原子力防災センター	DocuCentre-III C2200 PFS	購入	
2	泊原子力規制事務所 <運転検査官室>	北海道古宇郡泊村堀株村726 泊原子力発電所総合管理事務所	DocuCentre- II C2200 PF	購入	
3	泊原子力規制事務所 <施設検査官室>	北海道古宇郡泊村堀株村726 泊原子力発電所総合管理事務所	imagio MP C2500 SPF	賃貸	
4	東通原子力規制事務所	青森県下北郡東通村大字砂子又 字沢内5-35 東通村防災センター	DocuCentre-III C2200 PFS-F	購入	
5	東通原子力規制事務所 <運転検査官室>	青森県下北郡東通村白糖前坂下34-4 東通原子力発電所事務本館	DocuCentre C2100 PFS	購入	
6	東通原子力規制事務所 <施設検査官室>	青森県下北郡東通村白糖前坂下34-4 東通原子力発電所事務本館	DocuCentre-III C2200 PFS	賃借	
7	六ヶ所原子力規制事務所	青森県上北郡六ヶ所村 大字尾駸字野附1-67 原子力防災研究プラザビル	DocuCentre- II C2200 PFS	購入	
8	六ヶ所原子力規制事務所	青森県上北郡六ヶ所村 大字尾駸字野附1-67 原子力防災研究プラザビル	DocuCentre- II C2200 PFS	購入	
9	六ヶ所原子力規制事務所 (原燃再処理施設内)	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 再処理別館A棟	DocuCentre- II C2200 PF	購入	
10	六ヶ所原子力規制事務所 (原燃濃縮・埋設事業所内)	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸 字野附504-22 濃・埋事務所	DocuCentre- II C2200 PF	購入	
11	女川原子力規制事務所 (運転検査官室)	宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1 女川原子力発電所事務本館	DocuCentre- II C2200 PF	購入	
12	女川原子力規制事務所 (施設検査官室)	宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1 女川原子力発電所事務本館	DocuCentre-III C2200 PFS	賃借	
13	福島第二原子力規制事務所 (運転検査官室)	福島県双葉郡楮葉町波倉字小浜作12 福島第二原子力発電所事務本館情報棟	DocuCentre- II C2200 PF	購入	
14	福島第二原子力規制事務所 (施設検査官室)	福島県双葉郡楮葉町波倉字小浜作12 福島第二原子力発電所事務本館情報棟	DocuCentre-III C2200 PFS	賃借	
15	東海・大洗原子力規制事務所	茨城県那珂郡東海村舟石川駅東1丁目 17-1	DocuCentre-III C2200 PFS	購入	
16	東海・大洗原子力規制事務所	茨城県那珂郡東海村舟石川駅東1丁目 17-1	DocuCentre- II C4300 PFS	賃借	
17	東海・大洗原子力規制事務所 (運転検査官室)	茨城県那珂郡東海村白方1-1 東海第二原子力発電所事務本館	DocuCentre- II C2200 PF	購入	
18	東海・大洗原子力規制事務所 (施設検査官室)	茨城県那珂郡東海村白方1-1 東海第二原子力発電所事務本館	DocuCentre-III C2200 PFS	賃借	
19	東海・大洗原子力規制事務所 <JAEA内>	茨城県那珂郡東海村大字村松4-33 技術管理第3棟	DocuCentre- II C2200 PF	購入	
20	東海・大洗原子力規制事務所 ひたちなか分室	茨城県ひたちなか市 西十三奉行11601-12 茨城県原子力オフサイトセンター	DocuCentre-III C2200 PFS	購入	
21	横須賀原子力規制事務所	神奈川県横須賀市日の出町1-4-7 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所内	DocuCentre- II C2200 PFS	購入	
22	柏崎刈羽原子力規制事務所	新潟県柏崎市三和町5-48 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター	DocuCentre-III C2200 PFS	購入	
23	柏崎刈羽原子力規制事務所 (運転検査官室)	新潟県柏崎市青山町16-46 総合情報センター棟	DocuCentre- II C2200 PF	購入	
24	柏崎刈羽原子力規制事務所 (施設検査官室)	新潟県柏崎市青山町16-46 総合情報センター棟	DocuCentre-III C2200 PFS	賃借	
25	浜岡原子力規制事務所	静岡県牧之原市坂口3520-17 静岡県原子力防災センター	DocuCentre-III C2200 PFS	購入	



撤去機器一覧

(別紙3)

	設置場所	所在地	型式	リース/ 購入	備考
26	浜岡原子力規制事務所 (運転検査官室)	静岡県御前崎市佐倉5561 浜岡原子力発電所事務本館	DocuCentre-II C2200 PF	購入	
27	浜岡原子力規制事務所 (施設検査官室)	静岡県御前崎市佐倉5561 浜岡原子力発電所事務本館	DocuCentre-III C2200 PFS	賃借	
28	志賀原子力規制事務所	石川県羽咋郡志賀町西山台2-7 石川県志賀オフサイトセンター	DocuCentre-III C2200 PFS	購入	
29	志賀原子力規制事務所 (運転検査官室)	石川県羽咋郡志賀町赤住1 志賀原子力発電所事務本館	DocuCentre-II C2200 PF	購入	
30	志賀原子力規制事務所 (施設検査官室)	石川県羽咋郡志賀町赤住1 志賀原子力発電所事務本館	DocuCentre-III C2200 PFS	賃借	
31	敦賀原子力規制事務所	福井県敦賀市金山99-11-47 福井県敦賀原子力防災センター	DocuCentre-III C2200 PFS	購入	
32	敦賀原子力規制事務所 (運転検査官室)	福井県敦賀市明神町1 敦賀原子力発電所新事務本館	DocuCentre-II C2200 PF	購入	
33	敦賀原子力規制事務所 (施設検査官室)	福井県敦賀市明神町1 敦賀原子力発電所新事務本館	DocuCentre-III C2200 PFS	賃借	
34	敦賀原子力規制事務所 (ふげん発電所内)	福井県敦賀市明神町3 事務本館	DocuCentre-II C2200 PF	購入	
35	敦賀原子力規制事務所 (もんじゅ発電所内)	福井県敦賀市白木2-1 総合管理棟	DocuCentre-II C2200 PF	購入	
36	美浜原子力規制事務所	福井県三方郡美浜町佐田64号 毛ノ鼻1-6 福井県美浜原子力防災センター	DocuCentre-II C2200 PFS	購入	
37	美浜原子力規制事務所 (運転検査官室)	福井県三方郡美浜町丹生66号川坂山5-3 美浜発電所事務所	DocuCentre-II C2200 PF	購入	
38	美浜原子力規制事務所 (施設検査官室)	福井県三方郡美浜町丹生66号川坂山5-3 美浜発電所事務所	DocuCentre-III C2200 PFS	賃借	
39	大飯原子力規制事務所	福井県大飯郡おおい町成和1-1-1 福井県大飯原子力防災センター	DocuCentre-III C2200 PFS	購入	
40	大飯原子力規制事務所 (運転検査官室)	福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1 第二事務所	DocuCentre-II C2200 PF	購入	
41	大飯原子力規制事務所 (施設検査官室)	福井県大飯郡おおい町大島1字吉見1-1 第二事務所	DocuCentre-III C2200 PFS	賃借	
42	高浜原子力規制事務所	福井県大飯郡高浜町菌部35-14 福井県高浜原子力防災センター	DocuCentre-II C2200 PFS	購入	
43	高浜原子力規制事務所 (運転検査官室)	福井県大飯郡高浜町田ノ浦1 高浜原子力発電所第二事務所別館	DocuCentre-II C2200 PF	購入	
44	高浜原子力規制事務所 (施設検査官室)	福井県大飯郡高浜町田ノ浦1 高浜原子力発電所第二事務所別館	DocuCentre-III C2200 PFS	賃借	
45	熊取原子力規制事務所	大阪府泉南郡熊取町 朝代西二丁目1010-1 大阪府熊取オフサイトセンター	DocuCentre-II C2200 PFS	購入	
46	熊取原子力規制事務所 (原子燃料工業熊取事業所内)	大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目950 保安棟	DocuCentre-II C2200 PF	購入	
47	上斎原原子力規制事務所 (人形峠環境技術センター内)	岡山県苫田郡鏡野町上斎原1550 ウラン濃縮原型プラント内	DocuCentre-II C2200 PF	購入	
48	島根原子力規制事務所	島根県松江市内中原町52 島根県原子力防災センター	DocuCentre-III C2200 PFS	購入	
49	島根原子力規制事務所 (運転検査官室)	島根県松江市鹿島町片匂654-1 島根原子力発電所管理事務所2号館	DocuCentre-II C2200 PF	購入	
50	島根原子力規制事務所 (施設検査官室)	島根県松江市鹿島町片匂654-1 島根原子力発電所管理事務所2号館	DocuCentre-III C2200 PFS	賃借	
51	伊方原子力規制事務所 (運転検査官室)	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3番耕地40-3 総合事務所	DocuCentre-II C2200 PF	購入	

撤去機器一覧

(別紙3)

	設置場所	所在地	型 式	リース/ 購入	備 考
52	伊方原子力規制事務所 (施設検査官室)	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3番耕地40-3 総合事務所	DocuCentre-Ⅲ C2200 PFS	賃借	
53	玄海原子力規制事務所	佐賀県唐津市西浜町2-5 佐賀県オフサイトセンター	DocuCentre-Ⅲ C2200 PFS	購入	
54	玄海原子力規制事務所 (運転検査官室<3・4号機>)	佐賀県東松浦郡玄海町今村 字浅湖4112-1 サービスビル	DocuCentre-Ⅱ C2200 PF	購入	
55	玄海原子力規制事務所 (運転検査官室<1・2号機>)	佐賀県東松浦郡玄海町今村 字浅湖4112-1 サービスビル別館	DocuCentre-Ⅲ C2205 PFS	賃借	
56	玄海原子力規制事務所 (運転検査官室<3・4号機>)	佐賀県東松浦郡玄海町今村 字浅湖4112-1 サービスビル	DocuCentre-Ⅲ C2205 PFS	賃借	
57	川内原子力規制事務所	鹿児島県薩摩川内市神田町1-3 鹿児島県原子力防災センター	DocuCentre-Ⅲ C2200 PFS	購入	
58	川内原子力規制事務所 (運転検査官室)	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山 1765-3 サービスビル本館	DocuCentre-Ⅱ C2200 PF	購入	
59	川内原子力規制事務所 (施設検査官室)	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山 1765-3 サービスビル本館	DocuCentre-Ⅲ C2200 PFS	賃借	
<b>【総括調整官事務所】</b>					
60	統括調整官事務所(青森)	青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎内	DocuCentre-Ⅱ C2200 PFS	購入	

## 適合証明書について

「平成30年度原子力規制委員会原子力規制庁各地方事務所等における複合機の貸借及び保守業務」については、別紙に示す機能を満たすことが必要であり、全ての項目について、カタログ又はメーカー作成の説明書等をもって証明すること。

本件の入札に参加しようとする者は、別紙に示す機能を満たすことを証明するために、別紙様式1の適合証明書を原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官に提出し、原子力規制委員会原子力規制庁が行う審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書（添付資料を含む。）は、正副各1部を提出すること。

また、平成28、29及び30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書（写し）1部を添付すること。

適合証明書を作成するにあたって質問等がある場合には、様式2により平成30年10月26日（金）12時までに電子メール又は文書（FAXも可）により下記担当者に照会すること。

照会先：〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9  
六本木ファーストビル18階  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課

担当者：渡邊 浩行 ([hiroyuki\\_watanabe@nsr.go.jp](mailto:hiroyuki_watanabe@nsr.go.jp))  
佐藤 直人 ([naoto\\_sato@nsr.go.jp](mailto:naoto_sato@nsr.go.jp))

TEL：03-5114-2106

FAX：03-5114-2174

(様式1)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

「平成30年度原子力規制委員会原子力規制庁各地方事務所等における複合機の賃貸借及び保守業務」に係る入札に関し、応札者としての条件に適合することを証明するため、適合証明書を提出致します。

なお、落札した場合には、仕様書に従い万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合には、原子力規制委員会原子力規制庁の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

(様式2)

質 問 書

入札件名：平成30年度原子力規制委員会原子力規制庁各地方事務所等における  
複合機の賃貸借及び保守業務

(平成 年 月 日)

会 社 名			
住 所	〒		
TEL		FAX	
質 問 者		e-mail	
【質問内容】			
【回 答】			

## 要求要件書

区 分	機 能 要 件 等	回答	資料番号	備 考	
1. 機能等					
コ ピ ー 機 能	適合機種	独立行政法人 情報処理推進機構が発行する「ITセキュリティ評価及び認証制度等に基づく認証取得製品リスト」に記載された機種で、適合PP欄に上記リストの「国際標準に基づくセキュリティ要件」と同一の記述がある製品であること。			認証書のコピーを提出すること
	複写方式	静電転写方式であること。			以下、1. 機能等の各区分についてはカタログ又はメーカー作成の証明書等をもって説明のこと
	現像方式	乾式現像であること。			
	解像度	出力時 600dpi 以上であること。			
	連続複写速度	A4 サイズでモノクロ毎分 45 枚以上、フルカラー毎分 35 枚以上であること。			別紙 1 参照
		A4 サイズでモノクロ毎分 35 枚以上、フルカラー毎分 25 枚以上であること。			
		A4 サイズでモノクロ毎分 25 枚以上、フルカラー毎分 20 枚以上であること。			
	ファーストコピーモノクロ	A4 サイズで 6.5 秒以内であること。			
	ファーストコピーカラー	A4 サイズで 9.0 秒以内であること。			
	ウォームアップタイム	100 秒以内であること。			
	複写サイズ	内蔵トレイにより A3 から B5 サイズの用紙に複写が可能であること。			
	給紙	3 段以上の内蔵トレイを有し、総給紙容量が 1,000 枚以上であること。			
	原稿送り装置	100 枚以上収容可能な自動原稿送り装置を備えること。			
	両面コピー機能	自動原稿送り装置使用時を含め、自動両面複写機能を備えること。			
	縮小拡大機能	25%～400%の範囲で、かつ、1%刻みで設定可能な縮小拡大機能を備えること。			
トナー	トナーが露出しないカートリッジ又はボトル式の交換機能を備えること。				
セキュリティ	ハードディスクデータの消去又は蓄積データの暗号化などによる保護が可能なこと。(ハードディスクを有しない機種にあっては、同等の機				

		能を有すること。)			
プリンター機能	インターフェース	10/100Base-TX 及び USB2.0 又は USB3.0 を有すること。			
	プロトコル	TCP/IP 対応であり、IPv4 に対応していること。			
	解像度	600dpi 以上であること。			
	セキュリティ	印刷物に背景パターン・牽制文字の埋め込み印刷が可能であること。 (地紋印刷、スタンプ印刷等)			
	メモリー	プリンターメモリー容量が 768MB 以上であること。			
FAX機能	送受信・記録紙サイズ	最大サイズA3			
	通信モード	G3			
	宛先登録機能	有すること。			
スキャナー機能	解像度	600dpi 以上であること。			
	階調	フルカラー、モノクロ対応であること。			
	出力データ形式	PDF に変換できること。			
	HDD容量	内蔵 160GB 以上であること。			
	文書取り込み機能	スキャンした本体 HDD のデータを端末の web ブラウザで読み取りできること。			
その他	電力の供給	AC100V±10%、20A 以内、50/60Hz で動作すること。			
	消費電力	最大消費電力 2.0kW 以下であること、かつ TEC 値が 3.0kWh 以下であること。			
	機器のサイズ	幅 2,050mm×奥行 950mm 以内			
	対応 OS	対応 OS が Windows10(32bit/64bit)であること。			
	セキュリティ機能	コピー、スキャナー及び FAX によるデータ読み取り後の HDD の残存データを適宜上書き消去する機能を有すること。			
2. 保守及び消耗品の供給に関する要件					
	保守体制	① 複合機製造元メーカー認定の保守実施事業者としての登録があること。 ② 導入機器の全てについて、保守対応窓口が一元化（同一の事業者により対応）されていること。			
	点検・整備	複合機を常時正常な状態で使用できるように、原則として 1 か月に 1 回以上技術員を機器設置場所に派遣して点検・整備（以下「点検等」という。）を実施すること。ただし、遠隔操作により点検等の一部を行うことができる場合は、技術員の派遣を「必要な都度」とすることができるものとする。			
	正常回復	複合機が故障した場合、技術員を機器設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復させるものとする。故障の通報が「行政機関の休日に関する法律」第 1 条に定める行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の 9 時から 17 時 30 分までの間にあった場合は、通報から 3 時間以内に到着できるよう、技術員の派遣体制を整えるものとする。なお、17 時から 17 時 30 分までの間に通報があった場合は、協議の上、翌日（休日を除く。）の 10 時までの対応を可能とす			

		<p>ることができる。</p> <p>保安検査期間中等においては、予め通知することにより対応時間を20時まで延長することができるものとする。</p> <p>ただし、遠隔操作による管理機能を用いる場合（機器不具合発生時の事前通知機能を含む。）は、別途協議の上で対応時間帯を変更することができるものとする。</p>			
報告等		<p>点検等及び正常回復にあたっては、作業開始前及び終了時に報告を行うものとする。なお、終了時には実施日時、機種名、機械番号、実施した点検等の内容、交換部品、消耗品の補充、機器の清掃及びメータ指示数等を記載した保守完了報告書を提出すること。</p>			
消耗品の供給（補充）		<p>① 複合機に必要なトナー等の消耗品（用紙及びステープルカートリッジを除く。以下同じ。）は、不足することがないよう適宜補充すること。</p> <p>② 使用済みのトナーカートリッジ（トナーボトル）は、速やかに回収すること。</p>			
その他		<p>保守作業にあたって知り得た情報（公知の情報等を除く。）については、第三者に開示、漏洩又は他の目的に使用してはならない。請負者（点検等及び正常回復を実際に行う事業者を含む。）は、秘密保持の体制として「ISMS 認証」又は「BS7799-2：2002」の資格を取得していること。</p>			
3. その他（共通事項）					
取扱説明書		<p>導入した機器の取扱説明書を提出すること。</p>			
操作説明		<p>導入時に事務所職員（事務補助員を含む。）を対象に操作説明を行うこと。</p>			
出入力環境設定		<p>プリンター及びスキャナーが各PCから操作できるように設定すること。なお、ドライバについては請負者が用意するものとし、担当係官が提供するIPアドレス等を組み込んだドライバを提出すること。ドライバの配布・利用するPCへのドライバのインストールは発注者が行うが、プリンター及びスキャナー機能が動作しない場合には動作するまでサポートを行うこと。</p>			
環境対策		<p>① グリーン購入法の基準を満たしていること。</p> <p>② RoHS 指令に対応していること（本体のみでも可）。</p> <p>③ 「国際エネルギースタープログラム」の基準を満たしていること。</p>			
導入・撤去費用		<p>導入に係る費用及び契約終了に伴う撤去費用については、請負者において負担するものとする。</p> <p>導入時に設置されている複合機（別紙3）については撤去することとし、その費用は請負者が負担するものとする。</p>			
安全管理		<p>機器の設置及び点検等の実施に際しては、危険を防止し、安全の確保に努めること。また、施設及び設備等に損害を与えた場合は、直ちに担当者に報告し、担当者の指示に従って完全に修復すること。</p>			
電力の供給等		<p>点検等のために必要な電力は、甲が供給する。なお、これ以外の消耗品・雑材料等は請負者において手配すること。また、点検等において使用したコピーについては、保守料金から控除すること。</p>			
疑義の解決		<p>本件の履行にあたって疑義が生じたときは、双方の協議により解決するものとする。</p>			





## 記載上の注意事項

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は、必ず関連資料を添付した上で提出すること。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料No」欄に資料番号を記載すること。  
この場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かり易くすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については、日本語訳を添付すること）、A4版（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外は任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめて提出すること。



- ①項目毎にインデックス等を付けること。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめて綴ること。

## 契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、「平成30年度原子力規制委員会原子力規制庁各地方事務所等における複合機の賃貸借及び保守業務」について、次の条項(特記事項を含む。)により契約を締結する。

### (契約の目的)

第1条 この契約は、乙所有の複合機を甲の使用に供し、甲に適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複合機に必要な消耗品を円滑に供給することを目的とする。

### (契約の対象物件及び設置場所)

第2条 本契約の対象物件及び設置場所は別紙1. のとおりとする。

### (契約金額)

第3条 契約金額は、別紙2. のとおりとする。

- 2 契約金額に対する消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、当該税率を乗じ、1円未満を切り捨てた額とする。

### (契約期間)

第4条 契約期間は平成 年 月 日から平成31年3月31日までとする。

### (契約保証金)

第5条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

### (権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

また、乙から債権を譲り受けた者(以下「譲受人」という。)が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- (1) 甲は、承諾の時に於いて本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。

(案(2者契約の場合))

(2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第7条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者(以下「下請負人」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。

また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(移転の費用)

第8条 乙は、複合機の移転のための荷造り、運送、据付工事等の費用を甲に請求することができるものとし、その額は、甲乙双方協議して決定するものとする。

2 機器の搬出、移動に伴う費用につき、それらが甲の事情による場合は、乙は、甲に対しその費用を請求することができるものとし、その額は、甲乙協議して決定するものとする。ただし、機種との交換のための搬出搬入費用は、乙の負担とする。また、移動する場合は、甲は、乙の承諾を得なければならないものとする。

(複合機の所有権)

第9条 複合機の所有権は乙に属し、甲はそれを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

2 甲は、複合機が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、複合機の現状を変更するような行為をしてはならない。

(保険の付保)

第10条 乙は、自己の複合機につき、乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。

(機能の保障)

第11条 乙は、契約期間中、複合機の故障により保守に長時間にわたり、又は日時を要して甲の業務に支障をきたす場合は、誠意をもって善処し、速やかにこれを修理しなければならない。この場合、乙は、甲が複合機の使用不能により生じた直接の損害を賠償する責任を負うほか、その期間における賃貸借料を減額する。なお、乙が複

(案(2者契約の場合))

合機使用不能により生じると考えられる障害の事前防止の処理につき、甲の承諾を得て回避した部分については、この限りではない。

(秘密の保持)

第12条 乙又はその従業員は、契約期間中、甲の承諾を得て複合機の機能の維持のために設置場所に入出りできるものとする。

- 2 乙又はその従業員は、本契約による作業に関して知り得た甲の業務上の内容について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。
- 3 乙又はその従業員は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(保守の実施)

第13条 乙は、定期的に技術員を設置場所に派遣して点検を行い、甲が機器を常時正常な状態で使用できるように調整を行わなければならない。ただし、遠隔操作により点検等の一部を行うことができる場合は、技術員の派遣を「必要な都度」とすることができるものとする。また、乙は甲に対し適切な取扱いの指導を行うものとする。

- 2 複合機が故障した場合は、乙は直ちに技術員等を派遣して修理に着手し、甲の業務に支障のないように速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 ドラム等は、乙の技術員の点検又は甲の通知に基づき、コピー品質維持のため乙が必要と認めたときは、乙はこれを取り替えるものとする。
- 4 乙は、第1項及び第2項に定める保守修理の際、又は甲の申し出により複合機の消耗品の不適正、予備量の不足を知ったときは、速やかに当該消耗品を取り替えあるいは補給して複合機の機能を正常な状態に維持しなければならない。

(消耗品の所有権)

第14条 消耗品の所有権は乙に属し、甲は、それらを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。また、甲は消耗品が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなどの行為並びに消耗品を他に流用してはならない。

(消耗品の返還)

第15条 甲は、第4条の契約期間満了又は第20条により本契約が解除になった場合には消耗品を速やかに乙に返還しなければならない。

(料金の請求)

第16条 乙は、毎月分の積算カウンター数値について甲所属の職員の確認を受け、対象物件1台毎に当該月のコピー枚数に第3条第1項に定める契約金額を乗じて得た金額(1円未満は切り捨てとする。)及び月額賃貸借料に、同条第2項の消費税額及び地方消費税額を加算した額を、甲に請求するものとする。

- 2 乙の技術員が複合機の保守を実施したときは、その都度その数値について甲所属の職員の確認を受け、これを控除して前項の料金算定を行うものとする。
- 3 甲の使用に際して不良コピーが発生したときは、甲はこれを保管し、乙の技術員が現品を確認のうえ、第1項の料金算定にあたって当該枚数を控除するものとする。ただし、乙の技術員が乙の責に帰するものと認めたものに限る。

(料金の支払)

第17条 甲は、乙から前条による適法な請求書を受領した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に当該請求金額を支払わなければならない。

(案(2者契約の場合))

(遅延利息)

第18条 甲は、前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を乙に支払うものとする。

(適用除外)

第19条 乙は、次の各号に該当した場合、第3条の保守料金のほかに機器の保守に要する費用を甲に対して請求することができるものとする。

(1) 機器が次の原因により故障又は損傷した場合

- イ 乙の技術員以外の者による改造、修理、分解及び加工
- ロ 乙の技術員の立ち会いを得ずしてなされた設置場所の変更
- ハ 指定以外の部品又は消耗品の使用
- ニ 乙指定の操作方法以外の方法による使用
- ホ 故意又は重過失などの甲の責による事由
- ヘ 火災又は天災地変など乙の責によらざる事由

(2) 乙所定のサービス地域に含まれない場所へ移動した場合

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が正当な理由なく本契約を履行せず又は甲においてこれを履行することができないと認めたときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項のほか契約期間満了前において本契約を解除しようとするときは、その1か月前までに書面により乙に通知しなければならない。
- 3 乙が本契約を解除しようとするときは、その1か月前までに書面により通知し、甲の承諾を受けなければならない。
- 4 天災その他不可抗力の原因により、甲において複合機が使用不能になったときは、甲は直ちにその旨を乙に通知し、同時に本契約は解除されたものとする。

(違約金)

第21条 甲は、乙が天災その他不可抗力の原因によらないで本契約条項に違反し、又は前条第1項又は第3項による解約に正当な理由がなく、甲の承諾が得られない場合において契約不履行となったときは、違約金として契約不履行相当部分の契約金額の1000分の1に相当する額を徴収することができるものとする。

(損害賠償)

第22条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって複合機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

- 2 前項の場合において、第10条の動産総合保険でてん補された損害については、前項の規定にかかわらず乙は甲に対して請求しないものとする。
- 3 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求できる期限は第20条又は第21条の実施を確定した日から1か年とする。

(危険負担)

第23条 天災その他不可抗力により複合機の滅失毀損を生じた場合は、乙の負担とする。

(契約の公表)

第24条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第25条 本契約の目的の一部、その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

### 特記事項

#### 【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定

する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### 【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。



(案(2者契約の場合))

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号  
支出負担行為担当官  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

## 契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間に、次の条項(特記事項含む。)により「平成30年度原子力規制委員会原子力規制庁各地方事務所等における複合機の賃貸借契約」並びに

(以下「丙」という。)との間に次の条項(特記事項含む。)により「平成30年度原子力規制委員会原子力規制庁各地方事務所等における複合機の保守契約」を締結する。

### (契約の目的)

第1条 この契約は、乙所有の複合機を甲の使用に供し、甲に適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように、丙は複合機の保守を行い、複合機に必要な消耗品を円滑に供給することを目的とする。

### (契約の対象物件及び設置場所)

第2条 本契約の対象物件及び設置場所は別紙のとおりとする。

### (契約金額)

第3条 契約金額は、別紙のとおりとする。

- 2 契約金額に対する消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、当該税率を乗じ、1円未満を切り捨てた額とする。

### (契約期間)

第4条 契約期間は平成 年 月 日から平成31年3月31日までとする。

### (契約保証金)

第5条 甲は、この契約に係る乙及び丙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

### (権利義務の譲渡等)

第6条 乙及び丙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙及び丙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

また、乙及び丙から債権を譲り受けた者(以下「譲受人」という。)が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とす

る。

(1) 甲は、承諾の時に於いて本契約上乙及び丙に対して有する一切の抗弁について保留すること。

(2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙及び丙による債権譲渡後も、乙及び丙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙及び丙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて乙及び丙が第三者に債権の譲渡を行った場合には、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第7条 乙及び丙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙及び丙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者(以下「下請負人」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

- 3 乙及び丙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙及び丙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。

また、乙及び丙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(移転の費用)

第8条 乙及び丙は、複合機の移転のための荷造り、運送、据付工事等の費用を甲に請求することができるものとし、その額は、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

- 2 機器の搬出、移動に伴う費用につき、それらが甲の事情による場合は、乙及び丙は、甲に対しその費用を請求することができるものとし、その額は、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。ただし、機種交換のための搬出搬入費用は、乙及び丙の負担とする。また、移動する場合は、甲は、乙及び丙の承諾を得なければならないものとする。

(複合機の所有権)

第9条 複合機の所有権は乙に属し、甲はそれを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

- 2 甲は、複合機が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、複合機の現状を変更するような行為をしてはならない。

(保険の付保)

第10条 乙は、自己の複合機につき、乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。

(機能の保障)

第11条 乙及び丙は、契約期間中、複合機の故障により保守に長時間にわたり、又は日時を要して甲の業務に支障をきたす場合は、誠意をもって善処し、速やかにこれを修理しなければならない。この場合、乙及び丙は、甲が複合機の使用不能により生じた直接の損害を賠償する責任を負うほか、その期間における賃貸借料を減額する。なお、乙及び丙が複合機使用不能により生じると考えられる障害の事前防止の処理につき、甲の承諾を得て回避した部分については、この限りではない。

(秘密の保持)

第12条 乙及び丙、又はその従業員は、契約期間中、甲の承諾を得て複合機の機能の維持のために設置場所に入出りできるものとする。

- 2 乙及び丙、又はその従業員は、本契約による作業に関して知り得た甲の業務上の内容について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。
- 3 乙及び丙、又はその従業員は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(保守の実施)

第13条 乙及び丙は、定期的に技術員を設置場所に派遣して点検を行い、甲が機器を常時正常な状態で使用できるように調整を行わなければならない。ただし、遠隔操作により点検等の一部を行うことができる場合は、技術員の派遣を「必要な都度」とすることができるものとする。また、乙及び丙は甲に対し適切な取扱いの指導を行うものとする。

- 2 複合機が故障した場合は、乙及び丙は直ちに技術員等を派遣して修理に着手し、甲の業務に支障のないように速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 ドラム等は、乙及び丙の技術員の点検又は甲の通知に基づき、コピー品質維持のため乙及び丙が必要と認めたときは、乙及び丙はこれを取り替えるものとする。
- 4 乙及び丙は、第1項及び第2項に定める保守修理の際、又は甲の申し出により複合機の消耗品の不適正、予備量の不足を知ったときは、速やかに当該消耗品を取り替えあるいは補給して複合機の機能を正常な状態に維持しなければならない。

(消耗品の所有権)

第14条 消耗品の所有権は乙及び丙に属し、甲は、それらを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。また、甲は消耗品が乙及び丙の所有であることを示す表示等を毀損するなどの行為並びに消耗品を他に流用してはならない。

(消耗品の返還)

第15条 甲は、第4条の契約期間満了又は第20条により本契約が解除になった場合には消耗品を速やかに乙及び丙に返還しなければならない。

(料金の請求)

第16条 乙及び丙は、毎月分の積算カウンター数値について甲所属の職員の確認を受け、対象物件1台毎に当該月のコピー枚数に第3条第1項に定める契約金額を乗じて得た金額(1円未満は切り捨てとする。)及び月額賃貸借料に、同条第2項の消費税額及び地方消費税額を加算した額を、甲に請求するものとする。

- 2 乙及び丙の技術員が複合機の保守を実施したときは、その都度その数値について甲所属の職員の確認を受け、これを控除して前項の料金算定を行うものとする。
- 3 甲の使用に際して不良コピーが発生したときは、甲はこれを保管し、乙及び丙の

(案(3者契約の場合))

技術員が現品を確認のうえ、第1項の料金算定にあたって当該枚数を控除するものとする。ただし、乙及び丙の技術員が乙及び丙の責に帰するものと認めたものに限る。

(料金の支払)

第17条 甲は、乙及び丙から前条による適法な請求書を受領した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に当該請求金額を支払わなければならない。

(遅延利息)

第18条 甲は、前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を乙及び丙に支払うものとする。

(適用除外)

第19条 乙及び丙は、次の各号に該当した場合、第3条の保守料金のほかに機器の保守に要する費用を甲に対して請求することができるものとする。

(1) 機器が次の原因により故障又は損傷した場合

- イ 乙及び丙の技術員以外の者による改造、修理、分解及び加工
- ロ 乙及び丙の技術員の立ち会いを得ずしてなされた設置場所の変更
- ハ 指定以外の部品又は消耗品の使用
- ニ 乙及び丙指定の操作方法以外の方法による使用
- ホ 故意又は重過失などの甲の責による事由
- ヘ 火災又は天災地変など乙及び丙の責によらざる事由

(2) 乙及び丙所定のサービス地域に含まれない場所へ移動した場合

(契約の解除)

第20条 甲は、乙及び丙が正当な理由なく本契約を履行せず又は甲においてこれを履行することができないと認めたときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項のほか契約期間満了前において本契約を解除しようとするときは、その1か月前までに書面により乙及び丙に通知しなければならない。
- 3 乙及び丙が本契約を解除しようとするときは、その1か月前までに書面により通知し、甲の承諾を受けなければならない。
- 4 天災その他不可抗力の原因により、甲において複合機が使用不能になったときは、甲は直ちにその旨を乙及び丙に通知し、同時に本契約は解除されたものとする。

(違約金)

第21条 甲は、乙及び丙が天災その他不可抗力の原因によらないで本契約条項に違反し、又は前条第1項又は第3項による解約に正当な理由がなく、甲の承諾が得られない場合において契約不履行となったときは、違約金として契約不履行相当部分の契約金額の1000分の1に相当する額を徴収することができるものとする。

(損害賠償)

第22条 乙及び丙は、甲が故意又は重大な過失によって複合機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

- 2 前項の場合において、第10条の動産総合保険でてん補された損害については、前項の規定にかかわらず乙及び丙は甲に対して請求しないものとする。

(案(3者契約の場合))

- 3 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求できる期限は第20条又は第21条の実施を確定した日から1か年とする。

(危険負担)

第23条 天災その他不可抗力により複合機の滅失毀損を生じた場合は、乙及び丙の負担とする。

(契約の公表)

第24条 乙及び丙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第25条 本契約の目的の一部、その他一切の事項については、甲、乙及び丙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲、乙及び丙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

- 第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- (1) 本契約に関し、乙及び丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
- イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
- ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
- ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙及び丙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙及び丙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

- 第2条 乙及び丙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。
- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の

通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙及び丙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙及び丙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙及び丙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙及び丙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙及び丙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙及び丙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙及び丙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙及び丙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙及び丙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙及び丙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委任者(再委任以降のすべての受任者を

含む。)並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙及び丙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙及び丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙及び丙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙及び丙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙及び丙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙及び丙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙及び丙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙及び丙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙及び丙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙及び丙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙及び丙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙及び丙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。



(案 (3者契約の場合))

本契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号  
支出負担行為担当官  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

丙

## 1. 対象物件及び設置場所

No.	設置場所	設置場所所在地	対象物件 機種名 管理番号
1	泊原子力規制事務所	北海道岩内郡共和町南幌似141-1 北海道原子力防災センター	
2	泊原子力規制事務所 <運転検査官室>	北海道古宇郡泊村堀株村726 泊原子力発電所総合管理事務所	
3	泊原子力規制事務所 <施設検査官室>	北海道古宇郡泊村堀株村726 泊原子力発電所総合管理事務所	
4	総括調整官事務所(青森)	青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎内	
5	東通原子力規制事務所	青森県下北郡東通村 大字砂子又字沢内5-35 東通村防災センター	
6	東通原子力規制事務所 <運転検査官室>	青森県下北郡東通村 白糠前坂下34-4 東通原子力発電所事務本館	
7	東通原子力規制事務所 <施設検査官室>	青森県下北郡東通村 白糠前坂下34-4 東通原子力発電所事務本館	
8	六ヶ所原子力規制事務所	青森県上北郡六ヶ所村 大字尾駸字野附1-67 原子力防災研究プラザビル	
9	六ヶ所原子力規制事務所 (原燃再処理施設内)	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 再処理別館A棟	
10	六ヶ所原子力規制事務所 (原燃濃縮・埋設事業所内)	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸 字野附504-22 濃・埋事務所	
11	女川原子力規制事務所 <施設検査官室>	宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1 女川原子力発電所事務新館	
12	福島第二原子力規制事務所 <運転検査官室>	福島県双葉郡楢葉町波倉字小浜作12 福島第二原子力発電所事務本館情報棟	
13	福島第二原子力規制事務所 <施設検査官室>	福島県双葉郡楢葉町波倉字小浜作12 福島第二原子力発電所事務本館情報棟	
14	東海・大洗原子力規制事務所	茨城県那珂郡東海村 舟石川駅東1丁目17-1	
15	東海・大洗原子力規制事務所	茨城県那珂郡東海村 舟石川駅東1丁目17-1	
16	東海・大洗原子力規制事務所 <運転検査官室>	茨城県那珂郡東海村白方1-1 東海第二原子力発電所事務本館	
17	東海・大洗原子力規制事務所 <施設検査官室>	茨城県那珂郡東海村白方1-1 東海第二原子力発電所事務本館	
18	東海・大洗原子力規制事務所 <JAEA内>	茨城県那珂郡東海村大字村松4-33 技術管理第3棟	
19	東海・大洗原子力規制事務所 ひたちなか分室	茨城県ひたちなか市 西十三奉行11601-12 茨城県原子力オフサイトセンター	
20	横須賀原子力規制事務所	神奈川県横須賀市日の出町1-4-7 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所内	
21	柏崎刈羽原子力規制事務所	新潟県柏崎市三和町5-48 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター	
22	柏崎刈羽原子力規制事務所 <運転検査官室>	新潟県柏崎市青山町16-46 総合情報センター棟	
23	浜岡原子力規制事務所	静岡県牧之原市坂口3520-17 静岡県原子力防災センター	
24	浜岡原子力規制事務所 <運転検査官室>	静岡県御前崎市佐倉5561 浜岡原子力発電所事務本館	

25	浜岡原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	静岡県御前崎市佐倉5561 浜岡原子力発電所事務本館	
26	志賀原子力規制事務所	石川県羽咋郡志賀町西山台2-7 石川県志賀オフサイトセンター	
27	志賀原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	石川県羽咋郡志賀町赤住1 志賀原子力発電所事務本館	
28	志賀原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	石川県羽咋郡志賀町赤住1 志賀原子力発電所事務本館	
29	敦賀原子力規制事務所	福井県敦賀市金山99-11-47 福井県敦賀原子力防災センター	
30	敦賀原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	福井県敦賀市明神町1 敦賀原子力発電所新事務本館	
31	敦賀原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	福井県敦賀市明神町1 敦賀原子力発電所新事務本館	
32	敦賀原子力規制事務所 (ふげん発電所内)	福井県敦賀市明神町3 事務本館	
33	敦賀原子力規制事務所 (もんじゅ発電所内)	福井県敦賀市白木2-1 総合管理棟	
34	美浜原子力規制事務所	福井県三方郡美浜町佐田64号 毛ノ鼻1-6 福井県美浜原子力防災センター	
35	美浜原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	福井県三方郡美浜町丹生66号 川坂山5-3 美浜発電所事務所	
36	美浜原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	福井県三方郡美浜町丹生66号 川坂山5-3 美浜発電所事務所	
37	大飯原子力規制事務所	福井県大飯郡おおい町成和1-1-1 福井県大飯原子力防災センター	
38	大飯原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	福井県大飯郡おおい町大島1 字吉見1-1 第二事務所	
39	大飯原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	福井県大飯郡おおい町大島1 字吉見1-1 第二事務所	
40	高浜原子力規制事務所	福井県大飯郡高浜町菌部35-14 福井県高浜原子力防災センター	
41	高浜原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	福井県大飯郡高浜町田ノ浦1 高浜原子力発電所第二事務所別館	
42	高浜原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	福井県大飯郡高浜町田ノ浦1 高浜原子力発電所第二事務所別館	
43	熊取原子力規制事務所	大阪府泉南郡熊取町 朝代西二丁目1010-1 大阪府熊取オフサイトセンター	
44	熊取原子力規制事務所 (原燃工業熊取事業所内)	大阪府泉南郡熊取町 朝代西一丁目950 保安棟	
45	上齋原原子力規制事務所 (人形峠環境技術センター内)	岡山県苫田郡隣野町上齋原1550 ウラン濃縮原型プラント内	
46	島根原子力規制事務所	島根県松江市内中原町52 島根県原子力防災センター	
47	島根原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	島根県松江市鹿島町片匂654-1 島根原子力発電所管理事務所2号館	
48	伊方原子力規制事務所 〈運転検査官室〉	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3番耕地40-3 総合事務所	
49	伊方原子力規制事務所 〈施設検査官室〉	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3番耕地40-3 総合事務所	
50	玄海原子力規制事務所	佐賀県唐津市西浜町2-5 佐賀県オフサイトセンター	
51	玄海原子力規制事務所 〈3・4号機建屋運転検査官室〉	佐賀県東松浦郡玄海町今村 字浅湖4112-1 サービスビル	
52	玄海原子力規制事務所 〈1・2号機建屋施設検査官室〉	佐賀県東松浦郡玄海町今村 字浅湖4112-1 サービスビル別館	
53	玄海原子力規制事務所 〈3・4号機建屋施設検査官室〉	佐賀県東松浦郡玄海町今村 字浅湖4112-1 サービスビル	
54	川内原子力規制事務所	鹿児島県薩摩川内市神田町1-3 鹿児島県原子力防災センター	

